

---

## 食肉科研/行政情報等発信サービス

---

No.249 2020/11/11

### 1 香港及びシンガポール向け家きん由来製品の一部輸出再開等について

11月9日、農林水産省は、5日の香川県における高病原性鳥インフルエンザ発生以降、一時停止されていた家きん由来製品の輸出について、香港当局及びシンガポール当局との協議が終了し、香川県以外で生産及び処理された家きん由来製品の輸出について、香港向けについては11月6日より、シンガポール向けについては11月9日より、輸出が再開された旨公表した。なお、8日に香川県において2例目の高病原性鳥インフルエンザの発生が確認されたが、輸出再開に影響はないとしている。

[https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201109\\_5.html](https://www.maff.go.jp/j/press/syouan/douei/201109_5.html)

また、農林水産省は、これに先立つ10月27日に開催した家畜衛生部会において、ASF(アフリカ豚熱)により現在輸入停止措置を講じているハンガリーについて、一定のリスク管理措置を講じた上で、ゾーニングを適用して生鮮豚肉を輸入することは適当である旨答申した。これにより、今後ハンガリー当局との間で輸入再開に向けた協議が行われることになった。

[https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai\\_48/summary.html](https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/eisei/bukai_48/summary.html)

なお、ASFについては、ポーランドに対してもゾーニングの適用が了承されていたものの、その後発生の拡大があり現時点では輸入再開には至っていない。

上記の香港、ハンガリー等に関する対応はいずれも、家畜伝染病の発生により一旦全国ベースでの輸出入の停止措置がとられた場合でも、清浄性が確認された地域からの輸出入を認めるいわゆる地域主義の考え方を取り入れたものであり、家畜伝染病の発生による畜産物の国際貿易への影響を緩和するものである。

### 2 デリミート（調理済み食肉）に関連して複数州にわたり発生しているリステリア（*Listeria monocytogenes*）感染アウトブレイク（初発情報）について

10月28日、国立医薬品食品衛生検査所が公表した食品安全情報（微生物）No. 22によると、米国疾病予防管理センター(US CDC)は、10月23日、デリミート（調理済み食肉）に関連して複数州にわたり発生しているリステリア(*Listeria monocytogenes*)感染アウトブレイクを調査している。

10月22日時点でリステリアアウトブレイク株感染患者が3州から計10人報告されている（注：3州はニューヨーク州、マサチューセッツ州、フロリダ州）。患者由来リステリア検体は、8月6日～10月3日に採取された。患者の年齢範囲は40～89歳で、患者10人全員が入院し、1人の死亡が報告された。疫学調査は、デリミートが本アウトブレイクの感染源である可能性が高いことを示している。州・地域の公衆衛生当局は、患者に対し聞き取り調査を実施し、その結果、聞き取りが行われた9人全員が、サラミ、

モルタデッラ、プロシュートなどのイタリアンスタイルのデリミートの喫食を報告した。リステリアは、他の食品や物の表面への交差汚染が起こりやすい細菌である。汚染されたデリ製品中のリステリアは、同じケース内に陳列されているその他のデリミートやチーズ、およびデリカOUNTERの調理器具を汚染する可能性がある。デリミートの具体的な種類および患者に関連した共通の供給元が存在するかどうかを特定するため、追跡調査が行われている。

<http://www.nihs.go.jp/hse/food-info/foodinfonews/2020/foodinfo202022m.pdf>